

令和5年矢巾町議会定例会5月会議目次

議案目次	1
第1号(5月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○会議期間の決定	11
○副議長の選挙	11
○議席の指定	14
○常任委員の選任	14
○議会運営委員の選任	18
○盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙	19
○盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙	20
○盛岡広域環境組合議会議員の選挙	20
○岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	21
○町長の就任挨拶	22
○会議時間の延長	23
○報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について	23

○報告第 2号	令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告について	24
○報告第 3号	令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について	32
○報告第 4号	令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について	34
○報告第 5号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	36
○報告第 6号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	36
○報告第 7号	交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	36
○報告第 8号	自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	37
○議案第36号	監査委員の選任に関し同意を求めることについて	41
○議案第37号	令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について	42
○散 会		53
○署 名		55

議 案 目 次

令和 5 年矢巾町議会定例会 5 月会議

1. 議長の選挙
2. 副議長の選挙
3. 議席の指定
4. 常任委員の選任
5. 議会運営委員の選任
6. 盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙
7. 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙
8. 盛岡広域環境組合議会議員の選挙
9. 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
10. 報告第 1 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
11. 報告第 2 号 令和 4 年度矢巾町一般会計補正予算（第 14 号）の専決処分に係る報告について
12. 報告第 3 号 令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分に係る報告について
13. 報告第 4 号 令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分に係る報告について
14. 報告第 5 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
15. 報告第 6 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
16. 報告第 7 号 交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
17. 報告第 8 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
18. 議案第 36 号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
19. 議案第 37 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和5年矢巾町議会定例会5月会議議事日程（第1号）

令和5年5月9日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 会議期間の決定
- 第 6 副議長の選挙
- 第 7 議席の指定
- 第 8 常任委員の選任
- 第 9 議会運営委員の選任
- 第10 盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙
- 第11 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙
- 第12 盛岡広域環境組合議会議員の選挙
- 第13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第14 報告第 1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第15 報告第 2号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告について
- 第16 報告第 3号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について
- 第17 報告第 4号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第18 報告第 5号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第19 報告第 6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第20 報告第 7号 交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

て

第 2 1 報告第 8 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告
について

第 2 2 議案第 3 6 号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

第 2 3 議案第 3 7 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	佐々木 暢 宏 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
9 番	木 村 豊 議員	10 番	小笠原 佳 子 議員
11 番	山 本 好 章 議員	12 番	高 橋 安 子 議員
13 番	水 本 淳 一 議員	14 番	村 松 信 一 議員
15 番	昆 秀 一 議員	16 番	赤 丸 秀 雄 議員
17 番	谷 上 知 子 議員	18 番	廣 田 清 実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼未来戦 略課長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長 兼会計管理 兼出納室長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
健康長寿課長	浅 沼 圭 美 君	産 業 観 光 課 長	佐 藤 健 一 君

道路住宅課長	水 沼 秀 之 君	文化スポーツ課長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	田 口 征 寛 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	南 幅 正 勝 君
子ども課長	田 村 昭 弘 君	代表監査委員	佐々木 良 隆 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	高 橋 俊 英 君
主 事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議会事務局長（吉田 徹君） 事務局長の吉田です。よろしくお願ひいたします。

本定例会は、一般選挙後初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員の中で谷上知子議員が年長議員でありますので、ご紹介いたします。谷上知子議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（谷上知子議員） ただいまご紹介されました谷上知子です。地方自治法第107条の規定により、本日の出席議員の中で年長議員のゆえんをもって暫時の間臨時に議長の職務を行います。何分にも不慣れな私ではありますが、皆様のご協力を賜り進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を開会いたします。

これより5月会議を開きます。

議事日程の報告

○臨時議長（谷上知子議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（谷上知子議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（谷上知子議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（谷上知子議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人が3名必要であります。当職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(谷上知子議員) ご異議なしと認めます。

よって、当職から指名いたします。横澤駿一議員、高橋敬太議員、佐々木暢宏議員の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長(谷上知子議員) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(谷上知子議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(谷上知子議員) 異状なしと認めます。

念のため投票について申し上げます。投票は、単記無記名であります。同じ氏がありますことから、氏のみを記載した投票は無効となりますので、ご注意願います。

事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載した上で、議長席に向かって右方から順次演壇に登り投票、左方から下りて議席にお戻りください。

それでは、ただいまから投票を行います。

○議会事務局長(吉田 徹君) 氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

横澤駿一議員

高橋敬太議員

佐々木暢宏議員

高橋 恵議員

(投票)

昆 秀一議員

齊藤勝浩議員

小笠原佳子議員

山本好章議員

(投票)

廣田清実議員

木村 豊議員

水本淳一議員

藤原信悦議員

(投 票)

吉田喜博議員

赤丸秀雄議員

小川文子議員

高橋安子議員

(投 票)

村松信一議員

谷上知子臨時議長

(投 票)

○臨時議長（谷上知子議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（谷上知子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。横澤駿一議員、高橋敬太議員、佐々木暢宏議員、開票の立会をお願いします。

(開 票)

○臨時議長（谷上知子議員） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 17票

無効投票 1票

有効投票のうち

廣田清実議員 9票

赤丸秀雄議員 8票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、廣田清実議員が議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（谷上知子議員） ただいま議長に当選されました廣田清実議員が議場におられます。

ここで当選されました新議長から登壇して挨拶することを許します。

(議長 廣田清実議員 登壇)

○議長（廣田清実議員） ありがとうございます。これから議会を1つにして頑張っていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○臨時議長（谷上知子議員） ただいまの挨拶をもちまして当選承諾の挨拶と認めます。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。甚だ不慣れではございましたが、皆様のご協力により職務を全うすることができました。大変ありがとうございました。それでは、議長と議長席を交代いたします。

(臨時議長、議長と交代)

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 引き続き、議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

5月会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

小 川 文 子 議員

高 橋 安 子 議員

村 松 信 一 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月28日までの234日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月28日までの234日間と決定いたしました。

日程第5 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第5、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日開催の5月会議の会議期間は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、よって5月会議の会議期間は、本日1日に決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開します。

日程第6 副議長の選挙

○議長（廣田清実議員） 日程第6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人が3人必要であります。当職から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議ないようなので、よって当職から指名いたします。高橋恵議員、昆秀一議員、齊藤勝浩議員の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（廣田清実議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（廣田清実議員） 異状なしと認めます。

念のために投票について申し上げます。投票は、単記無記名であります。同じ氏がありますことから、氏のみを記載した投票は無効になります。ご注意願います。事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上で、議長席に向かって右方から順次演壇に登り投票をし、左方から下りて議席にお戻りください。

それでは、ただいまから投票を行います。

○議会事務局長（吉田 徹君） 氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

横澤駿一議員

高橋敬太議員

佐々木暢宏議員

高橋 恵議員

(投票)

昆 秀一議員

齊藤勝浩議員

小笠原佳子議員

山本好章議員

(投票)

木村 豊議員

水本淳一議員

藤原信悦議員

吉田喜博議員

(投票)

赤丸秀雄議員

小川文子議員

高橋安子議員

村松信一議員

(投票)

谷上知子議員

廣田清実議長

(投票)

○議長(廣田清実議員) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋恵議員、昆秀一議員、齊藤勝浩議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(廣田清実議員) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

高橋安子議員 8票

谷上知子議員 10票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、谷上知子議員が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(廣田清実議員) ただいま副議長に当選されました谷上知子議員が議場におられます。

ここで、新副議長の挨拶を登壇して行うことを許します。

(副議長 谷上知子議員 登壇)

○副議長(谷上知子議員) ただいま皆様のご支援により副議長当選しました谷上知子でございます。

まずは、議長の廣田議長とともに、矢巾町の議会が世界に誇れるような議会、矢巾町の一步が世界に通用するような一步、そういう議会を目指したいと思います。そのためにも自由討議、いろんな立場の人がいますけれども、自由討議を活発にし、最終的にはいい方向に持ち、矢巾町の可能性を実現できるように、小さい町とは言われても、たくさんの可能性ある町を皆様とともに作り上げていきたいと思っております。対決ではなく対話で進めていきたいと

思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣田清実議員） ただいまの挨拶をもちまして当選の承諾の挨拶と認めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午後 1 時 29 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第7 議席の指定

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。議席の指定は、ただいま着席の議席にしたいと思ひます。議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

議席の指定についてただいま着席の議席とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、議席の指定は、ただいま着席の議席といたします。

日程第8 常任委員の選任

○議長（廣田清実議員） 日程第8、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任には、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。常任委員の選任について当職と副議長に一任願ひたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議したものを職員に配付させます。

（名簿配付）

○議長（廣田清実議員） 常任委員の選任につきましては、お手元に配付したとおりであります。

ただいまから職員に朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） お諮りします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、当職は総務常任委員会に所属することとします。

常任委員長、副常任委員長の互選に入ります。それぞれの委員会に分かれて互選していただきます。委員長、副委員長が決まりましたら当職まで報告をお願いします。

それでは、直ちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

なお、常任委員会は休憩中に行い、また委員長の互選の職務は各常任委員会の年長委員が仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

—————

午後 2時13分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

各常任委員会から選任されました委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

総務常任委員会委員長、高橋安子委員、副委員長、赤丸秀雄委員。

産業建設常任委員会委員長、吉田喜博委員、副委員長、藤原信悦委員。

教育民生常任委員会委員長、小川文子委員、副委員長、水本淳一委員。

予算決算常任委員会委員長、昆秀一委員、副委員長、赤丸秀雄委員。

広報広聴常任委員会委員長、藤原信悦委員、副委員長、小笠原佳子委員、副委員長、高橋安子委員。

以上であります。

ここで選任されました委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

総務常任委員会委員長、高橋安子委員。

○総務常任委員会委員長（高橋安子議員） 高橋です。総務常任委員長に就任いたしました。8年前、1年のときにはいろいろな常任委員会を回って歩いてきました。2期目に入りまして総務常任委員会のほうに入りまして、防災関係のほうの勉強をさせていただきました。今度もまた防災、もう今は本当にどこで何が起きてもおかしくない時代でございます。防災について皆さんと一緒に考え、そして行動していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 続きまして、総務常任委員会副委員長、赤丸委員。

○総務常任委員会副委員長（赤丸秀雄議員） 高橋安子委員のおっしゃるとおり、防災、まちづくり、それから環境、この辺に力を入れていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） 産業建設常任委員会委員長、吉田喜博委員。

○産業建設常任委員会委員長（吉田喜博議員） 産業建設常任委員長の吉田喜博です。これからの矢巾町を担う大事な任務と感じております。皆さんの協力をお願いします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 産業建設常任委員会副委員長、藤原信悦委員。

○産業建設常任委員会副委員長（藤原信悦議員） 藤原信悦でございます。やはり矢巾町にとっても、産業の育成、発展は重要な課題であると認識しております。いろいろとあるとは思いますが、これについてひたすら取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 教育民生常任委員会委員長、小川文子委員。

○教育民生常任委員会委員長（小川文子議員） 小川文子です。皆さんに選んでいただいて、大変ありがとうございます。子どもの貧困が今大きな問題、課題となっておりますことから、昨年来私は学校給食の第3子の無償化、保育料の第2子以降の無償化をまず議会の中で達成することができまして、今後も子どもたちが安心して学べる環境をつくってまいりたいということと、やっぱり福祉のほうにもしっかりと力を、目配りをできるような町政を推進、私も頑張っていきたいと思います。どうぞ皆さんもよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしく願いします。

教育民生常任委員会副委員長、水本淳一委員。

○教育民生常任委員会副委員長（水本淳一議員） 水本です。小川委員を補佐、あと皆さんと

ともに一致団結して進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 予算決算常任委員会委員長、昆秀一委員。

○予算決算常任委員会委員長（昆 秀一議員） 予算決算は非常に大事、根本にあるものだと思います。その議事進行をうまくできるよう頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 予算決算常任委員会副委員長。

○予算決算常任委員会副委員長（赤丸秀雄議員） 委員長を補佐し、予算決算に関わる議事進行をスムーズに行うよう努めます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 広報広聴常任委員会委員長。

○広報広聴常任委員会委員長（藤原信悦議員） 藤原でございます。広報広聴、広報は議会だよりの発行でございますけれども、これについては、より読みやすい、町民の皆様にも理解いただける内容の充実に努めたいと思います。

また、広聴につきましては、ここ近年のコロナ禍でほとんど活動ができなかった状態でございますので、3年間のブランクを埋める勢いで、何としても町民の皆さんの真のご意見、ご要望等をお聞きしながら、町政に役立てるようにしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 広報広聴常任委員会副委員長ですけれども、広報常任委員会副委員長、小笠原委員。

○広報広聴常任委員会副委員長（小笠原佳子議員） 小笠原です。広報のほうの副委員長ということで、議員の皆様、一般質問をされた際はタイトルを入れる写真を自分で用意する、そのことを必ずお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（廣田清実議員） 大分厳しい注文が入りました。

続きまして、広報広聴常任委員会副委員長、高橋安子委員。

○広報広聴常任委員会副委員長（高橋安子議員） 広聴のほうの副委員長をさせていただきます高橋安子です。広聴のほうはコロナの影響で3年以上、なかなかうまくいきませんでした。今年は、おかげさまでコロナのほうも第5類移行ということで、集まる機会が多くなってくると思います。それで、少しでも、微力でも皆様のお役に立てればと思ひまして、町民の声を聞くために頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） これで挨拶を終わります。

日程第9 議会運営委員の選任

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員の選任について当職と副議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議したものを職員に配付させます。

（原案配付）

○議長（廣田清実議員） 議会運営委員の選任につきましては、次の7名を指名いたします。

5番、吉田喜博委員、8番、小川文子委員、12番、高橋安子委員、13番、水本淳一委員、14番、村松信一委員、15番、昆秀一委員、16番、赤丸秀雄委員。

お諮りいたします。ただいま指名したとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

それでは、直ちに議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

委員長、副委員長が決まりましたら当職まで報告願います。

なお、議会運営委員会は休憩中に行い、また委員長の互選の職務は年長委員が仕切っていただくよう願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時32分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

議会運営委員会から選任されました委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

議会運営委員長、村松信一委員、議会運営委員会副委員長、水本淳一委員。

ここで選任されました委員長、副委員長から自席での挨拶を許します。

議会運営委員会委員長、村松信一委員。

- 議会運営委員会委員長（村松信一議員） 議会運営委員会の権限は、1つは議会運営に関する全ての事項であります。それから、2つ目に、議会の運営に関する事項であります。それから、3点目は、議長の諮問に関する事項の3点に絞られます。常に慎重審議を心がけたいと思います。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（廣田清実議員） 議会運営委員会副委員長、水本淳一委員。

- 議会運営委員会副委員長（水本淳一議員） 村松信一委員長の補佐をしながら、皆様の協力の下、スムーズな議会の運営に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（廣田清実議員） これで挨拶を終わります。

日程第10 盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙

- 議長（廣田清実議員） 日程第10、盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。この盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第1項第2号の規定により指名推選で行うこととします。その指名については、当職と副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議をしたものを職員に配付させます。

（原案配付）

- 議長（廣田清実議員） 日程第10、盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙について、6番、藤原信悦議員、10番、小笠原佳子議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、盛岡・紫波地区環境施設組合議会議員の選挙における当選人につきましては、先ほど指名したとおりと決定いたしました。

なお、当選人の挨拶は省略させていただきます。

日程第 1 1 盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（廣田清実議員） 日程第11、盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。この盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第1項第2号の規定により指名推選で行いたいと思いますが、その指名については、当職と副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議をしたものを職員に配付させます。

（原案配付）

○議長（廣田清実議員） 日程第11、盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙について、12番、高橋安子議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、盛岡地区広域消防組合議会議員の選挙における当選人につきましては、先ほど指名したとおり決定いたしました。

なお、当選人の挨拶は省略させていただきます。

日程第 1 2 盛岡広域環境組合議会議員の選挙

○議長（廣田清実議員） 日程第12、盛岡広域環境組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。この盛岡広域環境組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第1項第2号の規定により指名推選で行うこととし、その指名については、当職と副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議をしたものを職員に配付させます。

（原案配付）

○議長（廣田清実議員） 日程第12、盛岡広域環境組合議会議員の選挙について、8番、小川

文子議員、17番、谷上知子議員を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議なしと認めます。

よって、盛岡広域環境組合議会議員の選挙における当選人につきましては、先ほど指名したとおり決定いたしました。

なお、当選人の挨拶は省略させていただきます。

日程第13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長(廣田清実議員) 日程第13、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。この岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第1項第2号の規定により指名推選で行うこととし、その指名については、当職と副議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議なしと認めます。

それでは、あらかじめ副議長と協議をしたものを職員に配付させます。

(原案配付)

○議長(廣田清実議員) 日程第13、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、14番、村松信一議員を当選人にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議なしと認めます。

よって、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における当選人につきましては、先ほど指名したとおり決定しました。

なお、当選人の挨拶は省略させていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時43分 休憩

午後 4時36分 再開

○議長(廣田清実議員) 再開いたします。

町長の就任挨拶

○議長（廣田清実議員）　ここで高橋町長より就任に当たり、挨拶を許します。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま廣田清実議長さんからお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

まず、このたび先月の23日に行われました矢巾町議会議員選挙におきまして、町民の皆様から厚いご信任を得られました議員各位に対しまして、深甚なる敬意を表するとともに、改めて心からお祝いを申し上げます。

そして、私も3期目の町政を担うことになったわけですが、その職責の重さと町民の皆様の期待に対しまして、一段と身の引き締まる思いをいたしているところであります。私は、1期目就任当初から町民の皆様の声と英知を結集し、弱い立場にある方にも光を当てながら、町民の皆様とともに、しがらみのない町民本位の優しく元気のある草の根型まちづくりを目指し、そして一步一步着実に進めてまいりました。今後も町民の皆様に寄り添いながら、まちづくりの政策に対してスピード感を持って推進してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解とお力添えをいただきますことを切にお願いを申し上げます。

今年度は、第8次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画策定の年であり、今後の町勢発展に向けた方針を決定する重要な1年になります。本町がこれまで全国に先駆けて取り組んでおります将来世代の立場になって政策を考える、いわゆるフューチャーデザインの手法を取り入れるなど、町民総参加の計画策定により、将来を見据えた持続可能なまちづくりを推進してまいります。

具体的には、未来につなげる産業の振興として農商工及び観光の振興、子どもが伸び伸びと成長できる子育て、教育環境の充実、そして今何よりも人生100年時代を健康に暮らせる医療、介護、福祉の充実、持続可能な社会構築に向けた脱炭素政策の推進、暮らしを守る安全、安心のまちづくりの推進、そして特にも最重要課題であります企業誘致と企業の支援による雇用の拡大、盛岡南道路の延伸を見据えた新たな土地利用の推進、町民の皆さんが夢や希望を持って活躍できるまちづくりの推進、そして潤いと活力にあふれたまちづくりの推進、そして私も選挙の公約で掲げてまいりました町民の皆さんとの対話を通じた信頼される町政運営など継続で、さらに共に創り上げる共創のまちづくりを推進してまいります。

以上、私の施策の一端を申し上げましたが、本町の新たな歴史を築き上げていくため、矢

中の自立と変革を目指して、みんなで作ろう町の未来を理念に町勢発展のため意を体して取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも大所高所の立場から、私を含めた管理職にご指導、ご助言を賜りますことを切にお願いを申し上げまして、私の就任の挨拶に代えさせていただきます。

ご清聴、誠にありがとうございました。どうぞ今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） これで町長の就任挨拶を終わります。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） ここで皆様にあらかじめ申し上げます。

矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議の時間は午後5時までとなっておりますが、午後5時を過ぎることが想定されますので、同条第2項の規定により延長することをあらかじめ宣言しておきます。

日程第14 報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に 係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第14、報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国の令和5年度税制改正の大綱に基づき、地方税法、同施行令及び同施行規則の改正が行われたことに伴い、個人町民税、軽自動車税及び国民健康保険税に係る所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税につきましては、令和6年度から課税されます国税の森林環境税について、町民税及び県民税の均等割と合わせて賦課徴収を行うことなどを定めるものであります。

次に、軽自動車税につきましては、種別割において、電気軽自動車等に対する特例措置を3年間延長するほか、排ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン営業用軽

自動車についても環境性能基準への達成割合に応じて特例措置を最大3年間延長するものがあります。

次に、国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額について、現行の20万円を22万円に改めるとともに、低所得世帯に係る保険料の軽減判定に用いる世帯内の被保険者数に乗ずる所得額を、5割軽減で28万5,000円から29万円に、2割軽減で52万円から53万5,000円にそれぞれ改めるものであります。

以上、今回の改正対象の税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであり、本年3月31日、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

日程第15 報告第2号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の
専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第15、報告第2号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、2款地方譲与税、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方交付税、14款国庫支出金、15款県支出金について、年度末をもって交付額が確定したことにより、それぞれ増額または減額

し、21款町債について歳出事業費等の確定に伴い減額補正をするものであります。

次に、主な歳出につきましては、歳入の確定に伴う財源更正を行ったほか、2款総務費の財政調整基金積立事業を増額補正し、3款民生費の児童行政事業、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業、児童手当給付事業、4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,168万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億9,551万4,000円とするものであります。また、繰越明許費につきましては、3款民生費及び8款土木費について追加補正、2款総務費、3款民生費及び8款土木費について減額補正するものであります。

これらのことについては、令和5年3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） それでは、報告第2号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の詳細について説明いたします。

それでは、6ページのほうにお進みください。第2表、繰越明許費補正です。翌年度に繰り越す事業費に関しての追加と変更ということになります。まず、追加ですが、款、項、事業名、金額の順で説明いたします。3款民生費、1項社会福祉費、介護サービス施設等整備事業3,000万円、同じく2項児童福祉費、赤ちゃん子育て応援給付金給付事業100万円、8款土木費、2項道路橋梁費、交通安全施設整備事業847万4,000円。介護サービス施設等整備事業は、新たに設置される高齢者介護福祉施設への設置支援補助金ですが、施設の完成が令和5年度となるため、完成後の補助となることから繰越しを行うものです。また、赤ちゃん子育て応援給付事業は、令和4年度末に出産を行った者への給付を行う必要があることから、未交付と思われる分の繰越しを行うものです。交通安全施設整備事業は、町道中央1号線の街灯設置に係る部品調達の遅れにより繰越しを行うものです。

続いて、変更分ですが、変更分につきましては、款、項、事業名、補正前、補正後の金額の順で説明いたします。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システム運営事業513万7,000円、506万円。3款民生費、2項児童福祉費、私立保育園等整備費補助事業60万円、52万5,000円。8款土木費、2項道路橋梁費、生活道路整備事業618万5,000円、507万2,000円。

いずれも事業費の確定に伴う繰越額の変更となります。

7 ページのほうにお進みいただきまして、第3表、地方債補正です。変更となります。変更理由につきましては、事業費が確定したことにより限度額を減額する内容となります。記載の目的は、道路整備事業、補正前限度額2億8,760万円、補正後限度額2億5,460万円、以下同様に説明いたします。河川整備事業、補正前950万円、補正後880万円。公園整備事業、補正前960万円、補正後790万円。公営住宅整備事業、補正前200万円、補正後170万円。史跡公園建設事業、補正前2,100万円、補正後2,080万円。町民センター施設災害復旧事業、補正前300万円、補正後230万円。

次に、事項別明細により説明いたします。15ページをお開き願います。歳入補正です。款、項、項の補正額の順で主なものをご説明いたします。なお、今回の補正は項目が多くなっておりますが、全て3月にご議決いただきました13号補正以降に額が確定したものについて精算を行うものです。

歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税22万円の減、揮発油税、ガソリンの数量に課税した額なのですが、こちらを原資としまして、市町村の道路延長と面積等に応じて国から譲与されるものですが、国の地方財政計画から増減率を推計しておりまして、推計額を上回ったため、その差異を補正するものでございます。

同じく2項自動車重量譲与税790万3,000円の減、車検のときに課税される自動車重量税の市町村譲与分で、地方財政計画において示された数値を基に予算計上しておりましたが、今回の精算で、その差異を補正するものです。

同じく3項森林環境譲与税180万5,000円、森林環境譲与税は令和6年度からは個人住民税の一部として1,000円の税率を徴収されますが、それまでは交付税や譲与税配付金の特別会計の借入金で充当されます。歳入した金額は、一度6款の農林水産業費の2項林業費で基金の積立てを行いまして、森林整備や管理事業に充当され、その後人材育成や木材の利用促進等に活用されます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金61万2,000円の減、利子の課税の20%は、国税である所得税15%と県民税である利子割5%として徴収されますが、利子割の一部が個人県民税の収納率の割合で県から市町村に交付されます。過去の実績により推計をしておりまして、精算に係る補正となります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金318万2,000円、上場株式の配当に係る税の一部を県が個人県民税の額に応じて市町村に交付するものです。過去の実績により推計をしておりま

して、精算に係る補正となります。

16ページに参りまして、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金138万5,000円、個人が納めた株式等譲渡所得割額の一部を県が一定の基準に基づいて株式等譲渡所得割交付金として市町村に交付するものです。過去の実績により推計をしております、精算に係る補正となります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金338万5,000円、県税である法人事業税の一部を県が市町村の法人市町村民税の法人税割の額に応じて市町村に交付するものです。過去の実績により推計をしております、精算に係る補正となります。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金996万9,000円の減、県の試算の見込額をベースに当初計上しておりましたけれども、県に納付された環境性能割が予想以上に少なかったことから市町村交付金が減となったものです。

10款地方交付税、1項地方交付税9,082万1,000円、特別交付税の増分になりますが、大雪による除排雪の対策経費であるとか、地方のバス路線運行維持対策に要する経費などに伴う財源となります。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金22万9,000円の減、交通事故の激増に対処して、交通安全対策事業の推進に充てるため、道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものですが、過去の実績により推計をしております、精算に係る補正となります。

17ページに参りまして、12款分担金及び負担金、1項負担金52万円の減、いきいき農村基盤整備事業分担金の精算による減となります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金3,487万7,000円の減、児童手当給付実績の確定に伴う減及び保育所運営費の確定に伴う運営交付金の減となります。

同じく2項国庫補助金は、主なものといたしまして、1目の総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が対象事業の繰越しに伴う減及び事業完了に伴いまして3,688万円の減。18ページのほうに参りまして、2目の民生費国庫補助金では、地域生活支援等事業費補助金530万5,000円の減、子ども・子育て支援交付金456万5,000円の減など、事業費の確定に伴う減。4目の土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金2,389万2,000円が、大雪による除雪費用の増加に対する国の補助金の増となります。19ページに参りまして、項の補正額の合計は3,302万1,000円の減となります。

同じく3項委託金112万4,000円。

15款県支出金、1項県負担金950万6,000円の減。児童手当関連は、国庫負担金同様、児童手当給付実績の確定に伴う減となります。保育所運営費負担金375万8,000円の減は、国庫負担金同様、運営費の確定に伴う減となります。

下のほうに参りまして、2項県補助金ですが、それぞれ減額となっているものは、事業費または給付費の確定に伴い減とするものです。1目総務費県補助金の結婚新生活支援事業費補助金の減101万6,000円及び移住支援事業費補助金の減122万4,000円は、申請件数が想定数に達しなかったことによる減となります。20ページに参りまして、2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金において、重度心身障害者医療費助成事業補助金が事業費確定により211万2,000円の減。2節の障害者福祉費補助金では、地域生活支援事業費補助金が給付実績の確定に伴い281万8,000円の減。5節の児童福祉費補助金は、子育て世帯等に係る各種給付金事業の確定に伴う減。6節の母子福祉費補助金では、医療費助成事業の事業費確定に伴う減となっております。

21ページに参りまして、4目の農林水産業費県補助金では、農業委員会交付金及び農地利用最適化交付金が交付金の確定に伴う減となっております。項の補正額の合計は4,254万3,000円の減となります。

同じく3項委託金、主なものは、昨年7月に行われた参議院議員通常選挙委託金の確定に伴う245万6,000円となります。項の合計は261万6,000円となります。

22ページに参りまして、21款町債、1項町債3,660万円の減、地方債補正でご説明したとおり、事業費がそれぞれ確定したことによる減額となっております。

次に、歳出の説明をさせていただきます。25ページにお進み願います。歳出補正につきましても、13号補正以降に額が確定したものについての精算を行うものです。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で説明いたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費5,046万5,000円、主なものは公共施設等整備管理基金積立金の増208万6,000円。基金取崩しに伴う一部積み戻しで、これによりまして積立金残高は1億円ちょうどとなります。また、財政調整基金積立事業の増5,146万6,000円となります。これによりまして、財政調整基金の残高は、令和4年度末といたしましては12億6,327万9,000円となります。既に議決いただいております令和5年度当初予算で計上した分を差し引きますと、財政調整基金の残高は7億6,864万円となります。

下のほうに参りまして、同じく3項戸籍住民基本台帳費7万7,000円の減。

26ページに参りまして、同じく4項選挙費、県支出金の歳入があったことによる財源更正

となります。

同じく5項統計調査費、財源更正となります。

3款民生費、1項社会福祉費、主なものは重度心身障害者医療費助成事業の減281万4,000円で、事業費確定に伴う減となります。27ページに参りまして、項の合計は402万6,000円となります。

同じく2項児童福祉費、主なものとして、赤ちゃん子育て応援給付金570万円の減は、出産に伴い10万円を給付する給付金ですが、事業費確定により減額となります。なお、133人分を給付しております。子ども・子育て支援交付金返還金478万3,000円の減は、事業者への子育て支援給付金ですが、精算に伴い国及び県に返還を行うもので、返還不用額の発生に伴う減額となります。

28ページに参りまして、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業650万4,000円の減は、父母が住民税非課税である世帯へ児童1人当たり5万円の給付を行っておりますが、給付実績の確定に伴う減で116世帯に給付をしております。また、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業1,153万5,000円の減は、令和4年5月分の児童手当支給対象児童に1人当たり1万5,000円の給付を行ったもので1,892世帯、3,194人に、また追加給付もあり、令和4年9月30日時点で矢巾町に住所がある中学生以下の児童生徒に1人当たり1万5,000円の給付を行っており、こちらは1,970世帯、3,337名分の給付をしております。児童措置費3,638万4,000円の減は、児童手当支給実績確定による減となっております。

29ページに参りまして、私立保育園助成事業368万3,000円の減は、保育体制強化及び環境改善事業費の確定に伴う減。施設等利用給付費事業220万円の減は、令和元年10月からの入園料、保育料及び預かり保育の無償化に未対応の施設を利用する方への給付金ですが、施設利用児童数の減少による減額補正となります。母子福祉医療費助成事業808万9,000円の減は、子ども医療費助成、妊産婦医療費助成、ひとり親家庭福祉医療費助成の給付実績確定による減となります。項の合計は8,092万8,000円の減となります。

30ページに参りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、主なものは母子保健事業517万6,000円の減ですが、未熟児養育医療給付費162万円の減及び出産・子育て応援給付金290万円の減となります。出産・子育て応援給付金は、出産応援として222人及び子育て応援として119人に給付しております。また、予防接種事業の1,886万8,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン集団接種の終了に伴う委託料の減となります。項の合計は2,424万4,000円の減となります。

31ページに参りまして、6款農林水産業費、1項農業費、主なものは農林振興事業839万9,000円の減で、農家に行った農業生産資材価格高騰対策支援金の事業完了に伴う減となります。項の合計は796万9,000円の減となります。

同じく2項林業費180万5,000円、歳入でもご説明しました森林環境譲与税を基金に積立てするもので、これによりまして基金残高は556万8,000円となります。

8款土木費、2項道路橋梁費、財源更正となります。

32ページに参りまして、同じく3項河川費、財源更正となります。

同じく4項都市計画費、財源更正となります。

同じく5項住宅費、財源更正となります。

9款消防費、1項消防費258万5,000円の減、先日各世帯に配布されました防災マップの作成業務委託料の確定に伴う減となります。

10款教育費、1項教育総務費、33ページに参りまして1万円の減。

同じく2項小学校費231万2,000円の減、主なものは準要保護就学援助費127万7,000円の減となります。

同じく3項中学校費180万1,000円の減、小学校費同様、主なものは準要保護就学援助費118万7,000円の減となります。

同じく4項社会教育費、財源更正となります。

34ページに参りまして、11款災害復旧費、2項その他公共施設・公用施設災害復旧費、こちらは財源更正となります。

以上で報告第2号 令和4年度矢巾町一般会計補正予算（第14号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ページ数でいきますと30ページの母子保健事業の減のところですが、出産・子育て応援事業は今年度1月くらいから始まって、これはもう完全に終了したということがございますか、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

この事業は1月の下旬から始まっているわけですが、この補正は令和4年度の方は

終了したということでありまして、令和5年度も継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 17ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減、これは少ない額が返されて減になっているわけですけれども、この主な理由をお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、令和5年度に改めて事業を繰り越して行うために、一旦国のほうに返還しなければならないということをございましての計上になっております。ですので、令和5年度に改めて計上して、事業のほうをやらせていただく予定でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ページで言いまして19ページの結婚新生活支援事業費補助金について、先ほど想定の数に満たなかったための補正とありましたけれども、恐らく400万円の所得制限があったかと思うのですが、今後それを拡大していった数を増やすとか、そういうお考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

今確かにおっしゃるとおり、所得400万円以内というふうなことでやらせていただいておりますが、所得制限をなしにするという考えは、ちょっと今のところはない予定でございます。ただ、年齢のほうを、例えば29歳以下でのご夫婦であれば、それまでは30万円だったのが60万円になるとか、そういった給付額の変更等をして対応させていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第16 報告第3号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第16、報告第3号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末をもって県支出金の各交付額が確定したことから、歳入歳出予算を補正するものであります。

歳入につきましては、3款国庫支出金の災害等臨時特例補助金、4款県支出金の普通交付金及び特別交付金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、2款保険給付費及び4款保健事業費を減額補正し、3款国民健康保険事業費納付金を財源更正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,782万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,237万9,000円とするものであります。

これらのことについては、本年3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 報告第3号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって国庫支出金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正及び財源更正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。2、歳入。3款国庫支出金、1項国庫補助金、項の補正額1,000円の減、これは新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の療養給付費の一部負担金免除に対処するため、特別の財政援助及び助成に関わる災害等臨時特例補助金について、特別調整交付金で措置されたため皆減するものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、項の補正額2,782万2,000円の減となります。説明欄記載のとおりでございますが、普通交付金につきましては、歳出の保険給付費が見込みよりも少なくなったことに伴いまして交付金を減額調整するものとなります。特別調整交付金につきましては、県からの交付金が確定したことに伴い交付金を減額調整するものとなります。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、項の補正額1,319万2,000円の減。

同じく2項高額療養費、16ページをお開きいただきまして、項の補正額160万8,000円の減。

3項移送費、項の補正額3万1,000円の減となります。

歳入でもご説明いたしましたとおり、各種給付費が予算見込みよりも少なくなったことに伴い、それぞれ減額を行うものでございます。

続いて、17ページをお開き願います。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、項の補正額はございませんが、県支出金の確定に伴う財源更正となります。

続きまして、4款保健事業費、1項保健事業費、項の補正額1,299万2,000円の減となります。こちらにつきましては、特定健康診査、特定保健指導業務委託料となりますが、予算額に対して決算見込額が少なくなりましたことから減額するものでございます。

以上をもちまして報告第3号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 16ページなのです。移送費、これ以前も言ったのですけれども、使う人がいないということなのですけれども、もうちょっと普及に全力を挙げていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 移送費につきましては、移動が困難な重症の方が緊急時にや

むを得ず医師の指示により転院など移送に費用がかかった際に、国保が必要と認めた場合に支給するものとなっております。

周知につきましては、小さいパンフレット等ございまして、それを被保険者の皆様へは配布しておりますが、医師の指示により転院ということの、そのような緊急時やむを得ないというような状況でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 利用者というより医師のほうに周知したほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 議員ご指摘のとおりのところはあると思いますが、実は1件、やはりこのようなご相談をいただいた方があって、いろいろ医療機関とも調整した上で、今回は案件がないような事案もございました。緊急時やむを得ないところでの、例えば医療機関のケースワーカーさんとか、様々社会福祉系のソーシャルワーカーさんとかの連携も深めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

日程第17 報告第4号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算

（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第17、報告第4号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由及び補正予算の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末をもって国庫支出金及び県支出金の交付額が確定したことから、歳入歳出予算の補正をするものであります。

歳入につきましては、3款国庫支出金の介護給付費負担金、5款県支出金の介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金及び介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金を減額補正するものであります。

歳出につきましては、2款保険給付費、3款地域支援事業費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億943万6,000円とするものであります。

これらのことについては、本年3月31日の地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 報告第4号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、提案理由にもありましたとおり、年度末をもって国庫支出金及び県支出金が確定したことに伴う予算の補正となります。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順番でご説明いたします。2、歳入。3款国庫支出金、1項国庫負担金、項の補正額400万8,000円の減、介護給付費負担金につきましては、国からの負担金が確定したことに伴い負担金を減額調整するものとなります。施設介護サービス給付費が予算見込みよりも少なくなったことに伴い減額を行うものでございます。

5款県支出金、2項県補助金、項の補正額180万円の減。県補助金につきましては、県からの地域支援事業交付金の実績額が確定したことに伴い交付金を減額調整するものとなります。説明欄記載のとおりではございますが、1目介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費について、2目介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、認知症総合支援事業費について、実績確定に伴い県からの交付金を減額調整するものでございます。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。2款保険給付費、1項介護サービス等諸

費、項の補正額400万8,000円の減となります。歳入でもご説明いたしましたとおり、施設介護サービス給付費が予算見込みよりも少なくなったことに伴い減額を行うものでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、項の補正額120万円の減となります。こちらにつきましては、第1号通所事業負担金の実績額確定により減額するものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費、項の補正額60万円の減となります。こちらにつきましては、認知症施策総合推進事業委託料の精算に伴い減額補正するものでございます。

以上をもちまして報告第4号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 15ページの認知症総合支援事業の減、これ委託はどちらにされているのか、なぜそのような減になったのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 委託先は敬愛会でございます。減の理由は、人件費等の給与、それから手当等の精算に伴うものが主なものとなっております。また、コロナの関係で研修費等の減も若干ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

日程第18 報告第5号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第19 報告第6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第20 報告第7号 交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分

に係る報告について

日程第21 報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専
決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） お諮りします。

日程第18、報告第5号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第19、報告第6号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、それから日程第20、報告第7号 交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第21、報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についての4件については、自動車事故に係る専決処分の報告でありますので、一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、報告第5号から日程第21、報告第8号までの報告4件については、一括しての報告と決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第5号から報告第8号までの自動車破損事故及び交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

今回報告いたします4件のうち、報告第5号及び第6号の自動車破損事故につきましては、いずれも矢巾町大字煙山第5地割地内の町道西部開拓線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のタイヤ及びホイールを破損したものであります。

次に、報告第7号の交通事故につきましては、矢巾町大字又兵エ新田第8地割地内の県道矢巾停車場線において、相手方が赤信号で停車中に、町職員が運転する公用車が路面凍結によりスリップして止まれず追突したため、相手方を負傷させたほか、車両の後部バンパーを破損させたものであります。

また、報告第8号の自動車破損事故につきましては、矢巾町大字赤林第5地割地内の町道

志和稲荷街道線において、相手方が走行中に道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のサスペンション部分を破損したものであります。

自動車破損に係る賠償金の支払いについては全国町村会総合賠償補償保険で、交通事故に係る賠償金の支払いについては全国自治協会自動車損害共済でそれぞれ行っており、保険会社の査定において、本町の過失割合はそれぞれ報告第5号及び第8号は7割、報告第6号は6割、報告第7号は10割となっております。

本町が相手方に支払う賠償金につきましては、報告第5号は修理代金総額8,825円のうち6,178円、報告第6号は修理代金総額1万6,000円のうち9,600円、報告第7号は治療費と自動車の損害を合わせ34万2,115円、報告第8号は修理代金総額2万8,798円のうち2万159円となっております。

なお、今回の報告いたしました4件のうち、報告第5号及び第6号につきましては本年3月22日に、報告第7号につきましては3月27日に、報告第8号につきましては4月17日に、それぞれ地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。ただいまの報告4件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 報告第7号の交通事故についてなのですが、この相手方、負傷させたということなのですが、どの程度の負傷だったのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

報告第7号につきましては、後ろからの追突をしたということで、首のむち打ちということで、治療費の部分が12万9,315円という損害という形で負担しているという状況でございます。公用車が軽自動車、赤信号で止まっているところに後ろからバンパーにぐっと押しつける形で追突したという形ですので、特段体に傷ができたとかということではなく、むち打

ち症ということで損害を補填していると。ただ、交通事故につきましては、ご存じのとおり医療保険は使えませんので、全て負担になるという部分で、100%負担ということで、こちらの金額ということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） その交通事故なのですけれども、定期点検であったり、例えばタイヤの溝があまりなかったりというの也被考えられるので、そこら辺は毎日点検されているのかということと、あとぶつかった場合の指導、雪道は特に気をつけなければならないのですけれども、そこら辺の指導というのはどのように行っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

公用車を管理しているそれぞれの所属課におきましては、自動車運転管理者というのを必ず設置しております。庁舎については私になってございますし、それからそれぞれの附属の機関につきましては副管理者ということを設置して、必ず運行前の点検や、事故が起きたときの対応などについてはしっかり指導しているという状況でございます。

なお、今回の事故につきましては、十字路のところで赤信号で止まれるだけの車間距離を取ったつもりではいたのだけれども、凍結のため滑ってしまったという事情を聞いてございました。

運行前点検、それから運行後の車両の異常がないか等の点検を今後もしっかりとさせるということで指示したいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 報告第5号と第6号についてお伺いします。

これ発生日時と場所と見れば、同じ場所と感ずますが、その辺が同じだったのかどうか。

同じ場所であれば、夜の9時とか、朝時間帯なので、修理が不可能だったのか、その辺の状況の説明と。

あと、毎年こういう形の事故が報告になるのですが、今年度というか、今シーズンは春先結構早かったと思われずす。それで、およそでいいのですが、私町内を走っていて、結構穴

ぼこ修理もされているのですが、何か所ぐらい修理されてのこういう事故だったのか、その辺分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） それでは、お答えいたします。

まず、第5号、第6号の報告の場所でございますが、そのとおり同じ場所でございますが、12月26日の深夜と翌27日の早朝に起きた事故でございます。私どものほうでも緊急で夜中に修繕等を行うことは当然あるのですが、どうしてもその部分がまた掘られてしまって、同じ箇所と同じような事故が起きてしまうということが起きております。

後段のお話でございますが、およその数になるのですけれども、年間に穴ぼこ修理はおおよそ3,000か所ぐらい、私どものほうで修繕してございます。直営で対応している部分と依頼している部分があるのですが、まず直営でおよそ3,000か所対応してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

13番、水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員） 大体聞かれたようではございますけれども、穴ぼこですけれども、住民の方から言われて、今日も私、道路住宅課に行ったのですけれども、いまだに大きいのがいろいろありますけれども、今雪とか降らないので、運転している人たちもよく見ていると思うので、事故が起これないと思いますけれども、いつ頃までこういうパトロールとかしているのか。あと通報なんかもいつ頃まであるのか、毎年ですね、そういう点をちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、パトロールでございますが、年間通じて行ってございまして、材料を持ってパトロールして、穴ぼこを発見次第埋めるというチームもございまして、あと通報がある都度、そちらのほうに行って直すという2チームというふうな形になっておりますが、パトロールしているチームは、もう専属でそちらのパトロールをしておるのですけれども、通報には職員がそのまま対応しておりまして、やはり通報があるときは通報が相次ぐものが、どうしても重なってしましまして、特に春から今時期にかけては、かなりやはり穴の発見が多くて、そちらのほうに毎日対応はしているのではありますけれども、またどうしても、特に天候が悪いときに修繕したりしたようなところは、またすぐに悪くなってしまうようなのがござい

して、そういうところにつきましては年次計画を立てて、しっかりとした修繕をするように努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、これで質疑を終わります。

以上で報告第5号から報告第8号までの4件の報告を終わります。

日程第22 議案第36号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第22、議案第36号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第36号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の監査委員は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を2名で監査しているところでありますが、そのうちの1名について、これまでは議員の皆さんのうちから選任しておりましたが、議会の定例会3月会議におきまして、矢巾町監査委員条例の一部を改正することについてご可決を賜りましたことから、議員のうちから選任しないこととしたところであります。

このことから、4月29日に任期満了を迎えました監査委員に代わりまして、識見を有する者として矢巾町大字————、高橋憲康さんを監査委員に選任いたしたいと存じます。

高橋憲康さんは、人格高潔で、行政運営に関し優れた識見を有する立派な方でありますことから、最も適任者であると存じますので、監査委員に選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思

いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第36号 監査委員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

すみません。採決のとき立つ場所で時間がかかっておりますので、そこはきちっと立っていただきたいと思います。何かちょっと今判断できない部分がありましたので、よろしくお願ひします。

日程第23 議案第37号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について

○議長(廣田清実議員) それでは、日程第23、議案第37号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第37号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金のデジタル田園都市国家構想推進交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を新設補正し、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、2款総務費の広報事業を増額補正し、3款民生費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業及び4款衛生費の重点対策加速化事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,393万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,293万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご

可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第37号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりまして説明いたします。9ページにお進みます。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金7,965万1,000円、個人番号カード交付事務費補助金の増148万1,000円は、歳出、2款の戸籍住民基本台帳事業において、本年9月まで延長となりましたマイナポイント申請事業に対応した国庫補助金となります。補助率は10分の10となっております。デジタル田園都市国家構想推進交付金4,131万9,000円は、歳出、2款の広報広聴事業に対応した交付金で補助率2分の1となっております。子育て世帯生活支援特別給付金給付金（その他世帯分）給付事業費補助金1,250万円及び給付事務費補助金454万3,000円は、歳出、3款の同事業に対応した交付金で、物価高騰対策としての低所得子育て世帯への給付を行うためのものとなります。補助率は10分の10となっております。地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は、歳出、4款の環境保全事業及び10款の共同調理場管理運営事業に対応するもので、民間への間接補助は補助率10分の10、共同調理場のLED化工事も行いますが、こちらは2分の1となっております。

中段に行きまして、15款県支出金、2項県補助金20万4,000円、子育て世帯生活支援特別給付金、こちらはひとり親世帯分の給付事務費補助金は、ひとり親世帯への給付事業は県が行うことから、県と連携するための事務費分の交付金となります。

18款繰入金、2項基金繰入金4,407万9,000円、財政調整基金繰入金の増4,407万9,000円で、これによりまして補正後の財政調整基金残高は7億2,456万1,000円となります。

次に、歳出の説明をさせていただきます。13ページにお進みます。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、歳入同様、主なものについて説明をさせていただきます。

歳出。2款総務費、1項総務管理費8,317万2,000円、主なものは広報広聴事業の増8,263万8,000円で、町ホームページの更新及びホームページと連携した携帯端末向けの住民ポータルアプリの構築を行うものです。歳入でもご説明しましたデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して行います。

同じく 3 項戸籍住民基本台帳費127万3,000円、歳入でもご説明しました個人番号カード交付事務費補助金を活用し、9月まで延長となりましたマイナポイント申請支援を行うもので、主に会計年度任用職員の雇用に関する補正となっております。

3 款民生費、2 項児童福祉費、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補正で、低所得世帯の児童 1 人当たり 5 万円を給付するものです。14ページのほうに参りまして、歳入でもご説明しましたように、ひとり親世帯に係る給付は県が行いますので、事務費分のみ計上しております。その他世帯分は150世帯、250人分を想定した給付費及び事務費を計上しております。項の合計額は1,725万2,000円となっております。

4 款衛生費、2 項環境衛生費、環境保全事業の増1,818万2,000円は、地域脱炭素の推進のため、個人向け、または民間事業者向けの太陽光発電設備設置や蓄電池の導入、断熱改修等に対する補助を行うものとなります。項の合計は15ページに参りまして1,818万2,000円となります。

10款教育費、5 項保健体育費405万5,000円、共同調理場管理運営事業の増405万5,000円は、4 款同様、地域脱炭素の推進のため、学校給食共同調理場の照明LED化に伴う工事請負費の計上となります。

以上で議案第37号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議がないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、9ページの歳入についてお伺いします。

マイナンバーカードの件、ここに補正額が載っていますが、今現在の町内の保有率というのですか、交付率というのですか、それがどれぐらいなのか。今年度どれぐらいを目標値に置いて取り組んでいるのか、まずお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今総務省で発表しております確定値からお知らせさせていただきたいと思います。確定値としては、今年の3月31日現在でございます。本町は68.1%の交付枚数率となっております。それから、まだ暫定ではございますけれども、4月23日時点の交付枚数率は69.9%となっております。

あと、今年度の目標でございますが、現在国のほうでマイナンバー法関連の改正法が審議されておまして、マイナンバーカードがほぼ義務化みたいな感じで議論が進んでおります。それを踏まえなければならないと思っておりますが、この法改正は今参議院で審議中ですが、可決された後は、ほぼ100%に近い交付を見込まなければならないと思っておりますので、今はまずは先日までのマイナポイントを含めた交付の促進はあったのですが、今後は実際にそれ以外の方、大体今3割ぐらいの方が残っているのですけれども、そういう方どうやって申請のほうのお手伝いをしていくかというのを考えなければならないのが今現在の課題かなと思っております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 15ページの先ほど全員協議会の関係で説明ありましたLED化についてお伺いします。

私、LED化は、町の施設についてはほぼ終わったのかなと踏まえておりました。それで今回このように3か所で400万円を超える額の工事費が出るのか。それから、まだ町の施設でLED化が遅れている部分、やらなければならない部分があるのか。前回というか、何年か前の説明では、LED化は電気消費量が3分の1程度になるから早期に取り組みたいという答弁をいただいておりますので、その辺がこういう大きなところもやられていなかった理由は何なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回の補正の10款のところにあります共同調理場のLED化の工事請負費でございますが、こちらに関しては調理場の中の調理室の部分の改修工事となります。それ以外の事務室の部分は、数年前に既に終わっております。

それから、先ほどの全員協議会の中で、今回5年間の計画の中で公共施設のうち何か所か

LED化の工事を行いたいというふうなご説明をさせていただきました。これに関しても、調理場と同様、数年前に行ったLED化工事の残りの部分ですので、例えば旧保健センターを計画しているのですが、それも全部というわけではなくて、一部残っている部分を行いたいと思っております。

あと、数年前に行った工事の残した理由に関しては、ちょっと当課担当ではないのですが、当時様々な理由で施設の工事が直ちにできなかったものが残ったのかなと思っておりますので、それらの中で今回残っている部分をぜひともこの交付金を使って工事を進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 16番、赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 状況は分かりました。それで、今回の補正でやる部分として残るのは、旧保健センターとかはまだ残るといえることでしょうか。それとも、今回は補正を組んだから、この3か所終わって、町内の施設のほぼ全域が終わるといえるのか、大きいところ。そこを答弁いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、公共施設のLED化につきましては、先ほどの説明の中で旧保健センター、歴史民俗資料館、それから学校給食共同調理場というご説明をいたしました。まず、この中で令和5年度につきましては、学校給食共同調理場を予定しております。その後、5年間の計画の中でできれば、今の計画であれば、令和8年度に旧保健センター、それから令和9年度に歴史民俗資料館を行いたいという、今現在はそういう心づもりでおります。ただ、これに関しましては、5年間の交付金の計画で上げてはおるのですが、国の交付決定の状況にもよりますので、その状況を見ながら、もしかすると早まるかもしれませんので、そこは国と協議しながら進めてまいりたいなと思っております。

それから、ほかに町内で、今回の交付金の計画を出す中で、例えばなのですけれども、学校の体育館のLED化も計画申請いたしまして、2か所残っているところがありますので、この交付金を使ってLED化を進めたいなと思って計画を出したのですが、他の国の制度で交付金あるいは国庫補助があるものについては軒並み査定がかりまして、今回の環境省の交付金からは除外されております。その理由としては、国もほかの省庁であるそういう制度を活用してやってほしいというのが考えのようでして、それらにつきましては、例えば学校

の体育館のLED化につきましては文部科学省のほうの国庫補助メニューを使って、私担当の部署ではございませんけれども、LED化のほうを進めていただければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

2番、高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 大分遅くなっておりますが、申し訳ありません。歳出の部分の13ページ、住民総合ポータルアプリについて、ちょっと3点お聞きしたいと思います。

まず、こちらは何人の利用を想定されているのか、もしくは目指すのか。うまく活用できれば、とても可能性がある、すてきなものだと思います。このアプリをぜひコミュニティの活性化、住民同士のつながりに活用できないかと思っております。まさに町長がおっしゃるように、今後は近助での助け合いが必要になってくると、大切だと思っておりますので、また頑張っている人の見える化、例えばスクールガード等ボランティア、そういう人たちにアプリ内で矢巾町独自のポイントなり、何かを付与できないか、矢巾ポイントみたいな形で。付与して、また助け合いのときにお互いが住民同士でポイントを交換できるような、そういう交流で活性化できないか。また、盛岡市でやっているようなMORIOペイですか、そういうのを例えば住民同士の交流と、あと住民と町の商店との、そこでポイントをちょっと利用して支払えたり、そういうふうな活用がこのシステムで応用できるのかどうなのかということ、あとはこの予算をつくる際に競合他社、何社と競合させたのか、この3点お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 何に使用させたいかというふうなのは、先ほど全員協議会でお話しさせていただいたとおりでございますが、まずは矢巾町で取り組んでいることを皆様に知っていただきたいということがまず1つございます。いろいろ広報をしておりましたし、ホームページにも載せているのですが、実際見る方というのが、それぞれの年代でまた違っていたりいたしますし、一生懸命ホームページに載せているところですが、なかなかホームページに関しましては、そのページまで来ていただかないと見ることができないということで、プッシュ通知の機能を、ホームページに載せた記事その携帯端末でプッシュで同時に通知するというふうな機能を持ち合わせております。できるだけリアルタイムに矢巾町で今

行われていることを皆様にお届けしたいというふうなところもございます。

そのほかは、先ほど全員協議会でも説明させていただいたとおり、ごみの分別であるとか、先ほど報告させていただきました道路の穴ぼこによる車の損害とか、こういうのをできるだけ防止したいと、こういうところもございます。

そして、役場はどうしても夜間は閉まっているものですから、町民の方々が問合せしたくても、なかなか思うような回答を日直の方から得ることができないとか、こういうところもございますので、こういったところでもできるだけ解決するような問合せへの自動応答機能も持つようにしたいというふうに考えておりました。

コミュニティの活性化とか、住民同士のつながりに活用できないかと、例えば先ほどMORRIOペイでしたか、盛岡にもこういったポイントをやるとようなアプリ等ありますけれども、今回のスタート時点では、ちょっと予算の関係もあって、まだ搭載する予定はないわけなのですけれども、こういった声を頂戴して、今後機能を拡張するということは十分できるというふうに考えております。

ですので、まずはちょっとスタートとしてご説明させていただいた機能を搭載した上でやらせていただいて、拡張希望とか、こういったのがあった際には検討していきたいと。ただ、気をつけないと、個人情報の部分の取扱いもございますので、その辺には十分配慮した上で検討していきたいというふうに考えてございます。ですので、ポイント交換とか、こういった機能に関しましては、現段階では搭載する予定はありませんけれども、今後につきまして、まだ十分検討できるのかなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 何か答えていないぞ。

○企画財政課長（花立孝美君） 競合他社、失礼しました。

これから入札を行うわけなのですが、この事業の見積りに関しましては、今紫波町のホームページを手がけている会社があるのですけれども、こちらのほうをちょっと参考にさせていただいているところがございまして、見積りを頂戴しまして、実際仕様書のほうを一緒に作って、この交付金に申請させていただいたところでございます。実際の業者に関しましては、いずれ予算を獲得させていただいた上で、これから入札等を進めさせていただきたいというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 想定していないのですよね、何人分をというのも聞いている。

○企画財政課長（花立孝美君） 何社というのは想定して……

○議長（廣田清実議員） このソフトを何人ぐらいが使うかという想定はしているのかと聞いているわけです。

○企画財政課長（花立孝美君） 失礼しました。こちらのほうのアプリを利用させていただく方の使用者数に関しての想定は、今のところはございません。携帯端末を操作できる対象の年齢の方、全てを対象としているつもりでございましたので。あとは、この人数に関しましては、これから我々の周知次第なのかなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 9ページの子育て世帯生活支援特別給付金について1点質問です。

子育て世帯生活支援給付金、低所得者向けは国からの10分の10でやっているということで、ひとり親世帯の分は県からということで、やはりこれから矢巾町は新しい住宅地が建って、いろいろな子育て世帯とか、そういった方々が大きく住むことになると思うのですけれども、国と県からではなく、矢巾町独自の支援がこれから必要になってくると思うのですけれども、そこまで考えているのかどうかというのを質問したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 今この補正の中で、これは歳入だから、矢巾町の今後の考え方というのであれば答えますけれども、きっと今の審議しているのは、この補正に関してどうしようかという部分なので、ぜひそこら辺も踏まえて考えていただければ。

支給型は矢巾町で考えているかという部分の答えは……田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度には、赤ちゃん子育て応援給付金という町の単独事業をやって、133名に10万円ずつ給付したという実績があります。その事業をやっている途中に国で出産・子育て応援交付金という事業を立ち上げまして、令和4年度の1月末からそれが始まって、そして4月1日に遡って妊婦さん1人に5万円、出産した方に、同じなのですけれども、5万円、合わせて10万円というものが立ち上がりまして、大変申し訳なかったのですけれども、令和5年度については、町単独事業は財政の関係上取りやめさせていただいて、国の出産・子育て応援交付金を活用した子育てと伴走型の妊婦さんの支援というふうな形に変わってきたところでございます。いずれ町単でやるには、やっぱり財政出動が伴うものですので、慎重に検討しながら対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと補足させていただきますが、今日の補正予算ということになればちょっとあれなのですが、今国で異次元の少子化対策ということで令和臨調とか、今度6月には骨太の方針が示される。その少子化対策の中でも、これから少子化対策を税で担うのか、保険料で担うのか、今いろいろ議論されておるところでございまして、だから私どもといたしましては、今後国の動向をしっかりと見極めながら、そして併せて県にも私どもも要望しておるわけですが、いろんなハード、ソフトの対策があるわけです。そういった少子化対策の中で、例えば学校給食の無償化とか、保育料の完全なる無料化とか、そういったことが今議論されておりますので、そういった国、県の動向をしっかりと見極めながら、今後の対応を考えていきたいと。特に、こども家庭センターが今年の4月から国では動いて、来年からはご存じのとおり市町村でも対応していかなければならない。それから、今私どもとしては、そういったこども家庭センターに準じてサポートするセンターの立ち上げも考えていかなければならない。だから、今後こういった異次元の少子化対策を一つ一つ検証しながら、矢巾町として動向を見極めながら、今後どのような対策を講じていくか、それはこれから議員の皆さん方ともしっかりと議論しながら方向性を示していきたいと思っておりますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 国の施策がかぶってきているという部分もあるので、今回はそういう補正が来た部分でやりましょうということなので、ご理解いただきたいと思っております。

その他ございませんか。

15番、昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 13ページの住民総合ポータルアプリ構築についてなのですが、全協で説明を受けたわけですが、この中の③、ホームページリニューアルとあるのですが、これは今より見やすくするということがあると思うのですが、今は共生社会ということで、耳の不自由な方、音声について見ているのですが、ホームページで読み上げるのはあるのですが、本当に機械的で、すごく聞きづらいところがあるので、そういうところも分かりやすいサイト構成にしていきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 音声読み上げに関しましても、今回の分かりやすいサイト構

成の中には入っているはずですので、そこは事業者のほうとできるだけよいものを検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

4番、佐々木暢宏議員。

○4番（佐々木暢宏議員） ポータルアプリの利用者人数を想定していないということだったのですが、ちょっと無知ですみません。これ8,200万円使うということになっているのであれば、想定というか、その辺最初に調べてからこれをつくるかどうかという考えを持つというのは駄目なものなのでしょうか。

さっき子育てとか、そういうのにもお金がかかると言っていたので、8,000万円というのは結構な金額だと思います。町の予算としては、そんなという言い方もおかしいのですけれども、かかっていないのかもしれないのですけれども、普通の感覚でいったら結構な金額だと思うので、想定していないでつくってみて、結局誰も使わなかったねという状態になったら無駄使いになってしまうのかなというのもありまして、そういう考えはどうなのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 大変ご提言ありがたく感じております。確かに想定人数を考えていないというふうな答弁をさせていただいたわけなのですけれども、こちらのほうは私どものほうでもちょっと考えとして甘かったのかなというふうなところは、正直今感じているところでございますが、対象としたい人数、こちらにつきまして年齢層に関しては、何度も申し上げているとおり、携帯端末を使える年齢層を対象とさせていただいております。そして、実際使っていただくことによって、金額的には8,000万円、大変大きな金額だと私も思います。おっしゃるとおりです。ただ、これによって、例えば損害賠償の数がどんどん減ってくる、ごみの分別によって脱炭素がうまくいく、あとは燃料代が少なく済む、こういったところが使っていただくことによって徐々に徐々に浸透していくということで、この8,000万円という数字が将来的にできるだけ投資に見合った効果を得たねというふうに感じていただけるような、これは我々これから取組をしっかりとやっていきたいというふうに考えるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

その他ございませんか。

3番、横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私も13ページの住民総合ポータルアプリについて1点質問があります。

先ほど全員協議会のほうでランニングコストが1年で大体720万円ほどかかると言われていますけれども、仮に矢巾町民全体の普及率が80%ほどになれば、大体の方が利用することになると思うのですけれども、80%でも、少なくとも10%ぐらいでもランニングコストというのは変わらないような想定をしているのかどうかというのをお聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ご指摘いただいたとおり、1人が使っても、1万人が使ってもランニングコストというのは一緒でございますので、今回のアプリの場合は。ですので、より多くの方に使っていただくと、こういう努力を我々これから必要だというふうに感じておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 費用対効果でいっぱい使えばいいということで。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第37号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもちまして5月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

ここで本来矢巾町民歌の斉唱であります。新人議員もいることから、町民歌を早く覚えてなじんでいただくように、今回は歌わずに演奏をお聞きください。

(町民歌演奏)

○議長（廣田清実議員） これをもちまして令和5年矢巾町議会定例会5月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午後 6時19分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

署名議員